

臨技法よもやま話

表 1 医療従事者の資格法一覧

公布年月日	法律番号	題名	法案提出者	種別
昭和 22 年 12 月 20 日	第 217 号	あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律	内閣	閣法
昭和 23 年 7 月 30 日	第 201 号	医師法	内閣	閣法
昭和 23 年 7 月 30 日	第 202 号	歯科医師法	内閣	閣法
昭和 23 年 7 月 30 日	第 203 号	保健師助産師看護師法	内閣	閣法
昭和 23 年 7 月 30 日	第 204 号	歯科衛生士法	内閣	閣法
昭和 26 年 6 月 11 日	第 226 号	診療放射線技師法	谷口弥三郎、外 6 名	参法
昭和 30 年 8 月 16 日	第 168 号	歯科技工士法	内閣	閣法
昭和 33 年 4 月 23 日	第 76 号	臨床検査技師等に関する法律	八田貞義、外 38 名	衆法
昭和 35 年 8 月 10 日	第 146 号	薬剤師法	内閣	閣法
昭和 40 年 6 月 29 日	第 137 号	理学療法士及び作業療法士法	内閣	閣法
昭和 45 年 4 月 14 日	第 19 号	柔道整復師法	社会労働委員長	衆法
昭和 46 年 5 月 20 日	第 64 号	視能訓練士法	内閣	閣法
昭和 62 年 6 月 2 日	第 60 号	臨床工学技士法	内閣	閣法
昭和 62 年 6 月 2 日	第 61 号	義肢装具士法	内閣	閣法
平成 3 年 4 月 23 日	第 36 号	救急救命士法	内閣	閣法
平成 9 年 12 月 19 日	第 132 号	言語聴覚士法	内閣	閣法

注)「マツサージ」と「きゆう(灸)」について、法令上は「マツサージ」、「きゆう」という表記が用いられています。

1. はじめに

医療従事者の資格法一覧は法令集などに載っていますが、表 1 のように法案提出者と種別が載っている一覧表は珍しいと思います。また、これまでの医療系の資格法一覧は医師法を最上位に置くのが普通でしたが、私は、資格法を公布された順番に並べてみました。なぜなら、公布順に並べることで資格法制定の流れを把握できると思ったからです。今回、これまでの一般的な資格法一覧とは異なる視点で表を作成したところ、アッ!と驚くような発見があったので、報告したいと思います。

2. 医療従事者の資格法一覧(表 1)から見えてきたもの

①臨技法(当初の題名は衛生検査技師法)が衆法(いわゆる議員立法)で誕生したことについて文献には『新規身分法の提案をすることは厚生省も事実上不可能となり～衛生検査技師法の制定は～議員提案に頼らざるを得なくなった。』¹⁾とありますが、表 1 を見ると、臨技法の制定後も新たな資格法が内閣の発案で次々と誕生しています。これは結果論ですが、妥協に妥協を重ねて、まさに妥協の産物ようになってしまった衛生検査技師法案を議員提案で国会に出すよりは、機が熟するのを待って、きちんとした法案を内閣提出案として出したほうがよかったのではないのでしょうか。

②業務独占について文献には『昭和 29 年当初、行政改革本部は許認可事務の見直しを行ったので、新制度としての業務独占法の政府提案は不可能となった。』²⁾とありますが、表 1 を見ると、臨技法の制定後も業務独占を伴う資格法が内閣(政府)の発案で次々と誕生しています。思うに、われわれの先輩方は『技師法の政府提案は不可能になった』とか『業務独占は不可能になった』と思い込んで、妥協の産物のような議員提案(衛生検査技師法案)に飛び付いてしまったのではないのでしょうか。ちなみに、検体検査の業務独占については、『業務独占に関する比較法学的研究』(医学検査 2006 年 6 月号)と『検体検査の業務制限』(会報 JAMT2007 年 7 月号)で述べたように、法律上は可能です。

③『内閣提出の法律案が国会で審議される法律案の大部分を占めていることは、人の知るとおり』³⁾なので、いまさら述べる必要はないかもしれませんが、表 1 を見ると、ほとんどの資格法が内閣の発案で成立していることが一目瞭然です。

3. 条例で衛生検査を一定の資格者の業務独占にしていた都道府県があったのか?

先日、「衛生検査技師法の施行について」という昭和 33 年 12 月 23 日付の通達(各都道府県知事あて厚生省公衆衛生局長通達)

を読んでビックリしました。なぜなら、その通達に『衛生検査に関し条例を制定している都道府県において、条例が**一定の資格者に限り衛生検査の業務を行うことができる旨**を規定している場合においては、条例の当該部分については、この法律制定の趣旨にかんがみ、廃止の措置をとられたいこと。』と記してあったからです。この『一定の資格者に限り衛生検査の業務を行うことができる旨』というのは、まさに“**業務独占**”そのものです。

衛生検査技師法(現在の題名は、臨床検査技師等に関する法律)が施行されたのは昭和 33 年 7 月 22 日で、その 5 カ月後に上記の通達が出されたということは、条例で衛生検査を一定の資格者の業務独占にしていた都道府県があったからではないのでしょうか。ちなみに、図書館に行って昭和 33 年の地方自治法を調べてみると、第 2 条 5 項 2 号に都道府県が担当する事務として『**医事及び薬事の規制、伝染病の予防その他公衆衛生の水準の維持**』が挙げられているので、条例で衛生検査を一定の資格者の業務独占にしていた都道府県があったとしても不思議ではありません。そもそも『国の法令がまったく規制していない分野(未規制領域)については、条例で任意に規制を定めることができる。』⁴⁾ので、衛生検査技師法がなかった時代は、条例で『一定の資格者に限り衛生検査の業務を行うことができる旨』を定めることができました。なお、昭和 33 年の地方自治法にあった『**医事及び薬事の規制**』という文言は、現在の地方自治法の第 2 条 5 項にはありません。

4. おわりに

前述の通達が出されたときに、**業務独占に踏み込んでいた条例と名称独占にとどまっていた衛生検査技師法が併存していたとすれば**、われわれ技師会が取り組んでいる法改正運動に一石を投じることになると思います。

■文献

- 1) 佐藤乙一：臨床検査技師の制度とあゆみ、3、佐藤乙一先生著作集出版記念会、1983 年
- 2) 佐藤乙一：関係法規(第 3 版)、9、医歯薬出版、2006 年
- 3) 宮澤俊義、芦部信喜：全訂日本国憲法、451、日本評論社、1988 年
- 4) 原田尚彦：地方公務員新研修選書 3 行政法、36、学陽書房、2006 年

【新屋 博明】